（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十一　都道府県知事が行う法第三十条の四十四の六第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この条及び第三十条の十二の十三第二項において「特定都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の都道府県知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

（都道府県知事への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十二　機構が行う法第三十条の四十四の六第四項の規定による機構保存附票本人確認情報の都道府県知事への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事に送付する方法

（準法定事務処理者等への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十三　機構が行う法第三十条の四十四の七第一項の規定による特定機構保存附票本人確認情報の準法定事務処理者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを準法定事務処理者に送付する方法

2　都道府県知事が行う法第三十条の四十四の七第三項の規定による特定都道府県知事保存附票本人確認情報の都道府県準法定事務処理者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県準法定事務処理者に送付する方法

（公職選挙法施行令及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三十四条の三第三項

二　特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）第一条第三項

（児童手当法施行令の一部改正）

第三条　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「別表第一の七十一の三の項」を「別表第一の七十一の五の項」に、「別表第二の五の六の項」を「別表第二の五の八の項」に、「別表第三の七の五の項」を「別表第三の七の六の項」に、「別表第四の四の六の項」を「別表第四の四の八の項」に、「別表第六の五の項」を「別表第六の六の項」に改め、同条第二項の表第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）の項中「別表第一の七十一の三の項」を「別表第一の七十一の五の項」に改め、同表第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）の項中「別表第二の五の六の項」を「別表第二の五の八の項」に改め、同表第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）の項中「別表第三の七の五の項」を「別表第三の七の六の項」に改め、同表第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）の項中「別表第四の四の六の項」を「別表第四の四の八の項」に改め、同表第三十条の十五第二項第一号（別表第六の五の項に係る部分に限る。）の項中「別表第六の五の項」を「別表第六の六の項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「法第三十条の九」を「法第三十条の七第四項」に改め、「いう。）の」と」の下に「、「同項」とあるのは「法第三十条の十第一項」と」を加え、同条第三項中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「同条」を「同法第三十条の七第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。

（指定都市に対する情報通信技術利用法改正法附則第四条の規定の適用）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する情報通信技術利用法改正法附則第四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	市町村長	区長（総合区長を含む。以下この項及び第九項において同じ。）
	市町村（特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。）が備える	区長が作成した
第九項	市町村長	区長
	市町村が備える	区長が作成した
	都道府県知事	、当該区（総合区を含む。）の属する市の市長を経由して、都道府県知事

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
農林水産大臣　坂本　哲志